

株主各位

東京都港区西新橋一丁目10番2号
株式会社Eストアー
代表取締役 石村賢一

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 7階 701号室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://Estore.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
 - ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://Estore.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(連結)

当連結会計年度における売上高は 5,723百万円(対前期比 0.8%減)、営業利益は 619百万円(同 8.3%増)、経常利益は 620百万円(同 7.7%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は 403百万円(同 21.1%増)となりました。売上高の減少は、平成28年1月に、連結子会社であった株式会社プレジジョンマーケティングの株式保有比率を下げたことにより、第4四半期の同社数値が連結に取り込まれていないためです。増益については、非連結個別単体の要因に拠るので後述します。

(個別)

子会社連結解除に伴い、当社個別での売上高は 4,660百万円(対前期比 7.5%増)、個別での営業利益は 628百万円(同 12.5%増)となりました。増収の要因は、サービスの販売よりも顧客の販促にリソース及び投資を集中させたことに拠ります。増益の要因は、メディア事業(PARKサイト)への投資を大幅に縮小させたことが主因で、計画していた投資の未消化も含まれます。なお、人材投資や販売促進の投資をおこないましたが、これらも計画以下の消化となっています。

セグメント別の業績(個別単体)は、次のとおりです。

(システム事業)

システム事業の売上高は 3,976百万円(対前期比 2.4%増)と増収となりました。顧客獲得の数量よりも良質顧客獲得の偏重と、顧客の販売支援を優先する事で顧客売上高を増大させ、当社の収益拡大を図っていますが、顧客数は減となり、顧客単価は増となりました。期中平均の契約店舗数は、19,251件(同 6.6%減)で店舗数連動売上は減少し、顧客店舗あたりの業績は対前期比で約13%の伸びとなり、顧客店舗業績に連動する売上は伸長する結果となりました。

(マーケティング事業)

マーケティング事業の売上高は 684百万円 (対前期比 50.7%増) と増収になりました。増収の要因は、販促事業の伸長です。なお、当該事業の増益要因はメディア事業の投資縮小が大きく影響し、準じて販促事業の収益率も大きく改善された事に拠ります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は 74,588千円で、その主なものはソフトウェア開発及びサーバーの増強によるものです。なお、当社グループの消費税等に係る会計処理は、税抜方式によっているため、記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の所要資金は、主に自己資金により賄っておりますが、必要に応じて運転資金等を銀行借入により調達しております。なお、当連結会計年度末における借入金残高は 324,780千円であります。また、当連結会計年度におきましては、増資及び社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

国内における顕著な社会現象ともいえる人材不足と、超高速時代に対処する事が、内包する経営課題の頂点にあります。またこれは、顧客にも言えることなので、これに対応する事業の提供が同時に課題と言えますので、結果的には人材の確保と育成が課題であるため、メソッド化とシステム化が経営課題です。ただし超高速時代に関しては、この10年前後のあいだに、限界値のスレッシュホールドを超えると予測し、逆回転の転換が始まっている前提で事業にあたっています。

もうひとつの社会現象として、より進む事が確定している（物余り、金余り、人手不足が要因）IT社会化は、これまでにない事故や事件が多発するほどの、セキュリティー対応が大きな経営課題と認識しています。これには同様に今後増えるトラフィックや電源などの確保と効率化、安定、安全も含まれています。

いうまでもなく、いまの時代のおおきな課題は、流行り廃りも超高速であることから、来る次世代の先読み精度という認識です。これにおいては、事業領域を広げすぎずに、得意分野の隣接範囲でたえず試行を繰り返し、そのなかから見出していく事が、現在の当社規模においては安全で最大効果と考えています。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第15期 平成25年3月期	第16期 平成26年3月期	第17期 平成27年3月期	第18期 (当連結会計年度) 平成28年3月期
売 上 高 (千円)	5,962,932	5,871,104	5,771,725	5,723,779
経 常 利 益 (千円)	659,362	554,115	576,327	620,761
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	389,753	323,822	332,856	403,063
1株当たり当期純利益 (円)	45.83	48.94	55.68	75.37
総 資 産 (千円)	4,434,045	3,468,006	3,622,458	3,505,508
純 資 産 (千円)	2,120,712	1,037,769	1,238,400	1,015,438

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行い、平成28年3月18日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第15期(平成25年3月期)の期首に、当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第15期 平成25年3月期	第16期 平成26年3月期	第17期 平成27年3月期	第18期 (当事業年度) 平成28年3月期
売 上 高 (千円)	4,493,237	4,526,404	4,336,623	4,660,394
経 常 利 益 (千円)	621,746	516,085	562,261	628,890
当 期 純 利 益 (千円)	380,837	314,709	330,425	420,671
1株当たり当期純利益 (円)	44.78	47.56	55.27	78.66
総 資 産 (千円)	4,087,457	3,152,088	3,308,822	3,505,508
純 資 産 (千円)	2,084,556	978,979	1,170,074	1,015,438

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 当社は、平成25年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行い、平成28年3月18日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第15期(平成25年3月期)の期首に、当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
システム事業	ネットショップ通販に必要な、店舗ページ、ドメイン、メール、各種決済、並びに受注や顧客管理システムがひとつになった通販システムサービスをASPモデルで提供しています。
マーケティング事業	お客様の集客や販売促進といった目的の実現に貢献するために、様々な手法を組み合わせることに伴うマーケティングサービスを提供しています。

(7) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

社名	事業所	所在地
当社	本社	東京都港区
	札幌マーケティングファクトリー	北海道札幌市中央区
	大阪支社	大阪府大阪市中央区
	データセンター	① 東京都新宿区
		② 東京都中央区

(8) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

当連結会計年度末において連結子会社を有しておりませんので、当該人数は記載しておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
155名（36名）	17名増（14名増）	32.6歳	3.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員です。
2. 上記従業員数には使用人兼務役員2名が含まれております。
3. 臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社EストアーMICS	9,000	66.67	コンサルティング事業
株式会社プレジジョンマーケティング	39,930	8.95	マーケティング事業

- (注) 1. 株式会社EストアーMICSは、総資産、売上高、当期純利益等からみて連結上の重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。なお、株式会社EストアーMICSは、平成28年2月17日付で解散し、清算手続中です。
2. 株式会社プレジジョンマーケティングは、平成28年1月20日付で、当社が保有する株式の一部を売却したことに伴い、連結子会社ではなくなりました。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	150,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 41,308,800株

(注) 平成28年3月18日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は20,654,400株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 10,327,200株

(注) 平成28年3月18日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式総数は5,163,600株増加しております。

(3) 株主数 1,293名（前期末比12名増）

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
株式会社ユニコム	1,910,000	37.0
ビービーエイチ フィデリティ ビューリタン フィデリティ シリーズ インタリニシク オポチュニティズ ファンド	496,000	9.6
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	308,600	6.0
石村 賢一	304,000	5.9
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	174,300	3.4
日野 秀一	134,800	2.6
マネックス証券株式会社	126,500	2.5
水谷 伊津子	102,000	2.0
柳田 要一	51,100	1.0
ビービーエイチ フィデリティ グループ トラストベネフィット (プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	43,800	0.9

(注) 当社は、自己株式5,165,854株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	石 村 賢 一	
取 締 役	今 村 文 哉	ショッピングサーブ事業部担当
取 締 役	柳 田 要 一	管理部門担当 最高情報責任者
常勤監査役	中 村 渡	中村公認会計士事務所 所長
監 査 役	岩 出 誠	ロア・ユナイテッド法律事務所 代表パートナー
監 査 役	太 田 諭 哉	㈱スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役

- (注) 1. 常勤監査役 中村渡並びに、監査役 岩出誠及び太田諭哉の各氏は、社外監査役であります。なお、各氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。
2. 常勤監査役 中村渡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 岩出誠氏は、弁護士資格を有しており、当社を含めて複数の会社の監査役として企業監査に携わっております。
4. 監査役 太田諭哉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 高崎青史氏は、平成27年6月24日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任いたしました。
6. 常勤監査役 田村誠氏は、平成27年10月27日に逝去され退任したことにより、平成27年6月24日開催の当社第17回定時株主総会において補欠監査役に選任された太田諭哉氏が同日付で監査役に就任しております。
7. 当事業年度末日後の平成28年4月1日に以下の取締役の担当の異動がありました。

氏 名	新	旧
今 村 文 哉	事業部門担当	ショッピングサーブ事業部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役全員とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数(名)	報酬額の総額(千円)
取 締 役	4	88,294
監査役(うち社外監査役)	4(3)	15,099(8,099)
合計(うち社外役員)	8(3)	103,394(8,099)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月24日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び平成27年10月27日に逝去により退任した監査役1名を含んでおります。
2. 上記の報酬額の総額には、使用人兼務取締役2名に対する使用人分の給与及び賞与相当額(20,144千円)は含まれておりません。
3. 上記報酬額の総額のほか、平成27年10月27日に逝去により退任した故田村誠監査役のご遺族に対し、弔慰金(死亡退職金)として12,000千円を支給しております。
4. 平成11年5月24日開催の株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は年額100,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
常勤監査役	中 村 渡	取締役会出席率は91.7%、監査役会出席率は88.9%、公認会計士としての専門的な見地からの助言、提言をいただいております。
監査役	岩 出 誠	取締役会出席率は100%、監査役会出席率は100%、弁護士としての専門的な見地からの助言、提言をいただいております。
監査役	太 田 諭 哉	取締役会出席率は100%、監査役会出席率は100%、公認会計士及び税理士としての専門的な見地からの助言、提言をいただいております。

- (注) 当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末において社外取締役を置いておりません。平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された機関設計である監査等委員会設置会社に移行することで複数名の社外取締役を確保することを取締役会で決議し、平成28年6月23日開催の当社第18回定時株主総会に監査等委員会設置会社に移行するための議案を上程しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 21,662千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,662千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社取締役会は以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております（平成18年5月24日初回決議、平成28年3月16日改定決議）。

(1) 当社及び当社の子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会倫理にかなう企業活動を行うため、職務を遂行するうえで指針とする「行動規範」を定める。また、以下の体制を整備する。

- ① 職務権限規程に従い、特定の者への権限集中を回避し、内部牽制システムの確立を図る。
- ② 内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長に任命された内部監査人を行う。
- ③ 法令・諸規則・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、公益通報者保護規程を制定し、内部通報制度を確立する。
- ④ 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規則（文書管理規程、個人情報保護規程等）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または、電磁的媒体に記録し、保存する。

(3) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社に係る組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応につき、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会がリスク管理に関する方針等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとする。当社及び当社子会社の各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う。

当社及び当社子会社は、新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。また、必要に応じ、法律事務所など外部の専門家の助言を求め、分析・対策の検討を行う。

- (4) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、当社及び当社子会社に関して、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討・決定する経営会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用を行う。

- (5) 当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制の管理を行う。
- ② 当社の関係会社の経営については、当社は、それぞれの自立性を尊重したうえで、関係会社管理規程に従い、関係会社の運営が適切に行われるよう管理するものとする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役が必要と認めた場合、監査役の業務を補助するための使用人を置くこととする。

- (7) 前号の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役を補助する使用人の評価・人事異動については、監査役と意見交換を行い、監査役の意見を尊重するものとする。

- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社の子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

(10) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、連携を図っていくものとする。

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

(12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定める。また、それに従い財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

(13) 内部統制システムの運用状況

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社取締役会は、毎月1回開催しております。各部門における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有と経営管理を行っております。
- ② 当社監査役は、毎月開催される取締役会に出席しております。また、当社の監査を実施し業務の適切性の確認を行い、これらの結果について監査役会を開催し、情報の共有を行っております。
- ③ 当社内部監査部門は、取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保し、職務が効率的に行われていることを定期的に監査し、監査役と監査実施状況や監査結果を相互に報告しております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,058,132	流動負債	2,471,114
現金及び預金	2,385,026	買掛金	173,627
売掛金	553,364	未払金	123,302
貯蔵品	4,879	短期借入金	300,000
前渡金	4,959	1年内返済予定の長期借入金	24,780
前払費用	40,138	リース債務	1,153
繰延税金資産	61,763	未払法人税等	100,954
その他	11,822	預り金	1,559,257
貸倒引当金	△3,822	賞与引当金	70,941
固定資産	447,375	その他	117,098
有形固定資産	82,288	固定負債	18,954
建物	14,951	リース債務	2,979
器具備品	63,509	資産除去債務	15,974
リース資産	3,827	負債合計	2,490,069
無形固定資産	108,860	(純資産の部)	
ソフトウェア	108,659	株主資本	1,012,366
その他	200	資本金	523,328
投資その他の資産	256,226	資本剰余金	539,461
投資有価証券	98,867	利益剰余金	2,759,835
長期貸付金	5,603	自己株式	△2,810,259
繰延税金資産	26,799	その他の包括利益累計額	3,072
敷金	123,521	その他有価証券評価差額金	3,072
その他	1,433	純資産合計	1,015,438
資産合計	3,505,508	負債及び純資産合計	3,505,508

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,723,779
売 上 原 価		3,898,572
売 上 総 利 益		1,825,207
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,206,104
営 業 利 益		619,102
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	784	
未 払 配 当 金 除 斥 益	459	
雑 収 入	2,499	3,743
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,474	
為 替 差 損	268	
自 己 株 式 取 得 費 用	245	
雑 損 失	96	2,084
経 常 利 益		620,761
特 別 利 益		
子 会 社 株 式 売 却 益	5,045	5,045
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	17,488	
弔 慰 金	12,000	29,488
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		596,318
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	198,054	
法 人 税 等 調 整 額	△2,242	195,811
当 期 純 利 益		400,506
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る		△2,557
当 期 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る		403,063

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	523,328	539,480	2,460,352	△2,339,819	1,183,342
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	-	-	△100,813	-	△100,813
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	403,063	-	403,063
自己株式の取得	-	-	-	△472,615	△472,615
自己株式の処分 (新株予約権の行使)	-	△11	-	2,176	2,164
連結除外による減少	-	△7	△2,767	-	△2,774
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△18	299,482	△470,439	△170,975
当 期 末 残 高	523,328	539,461	2,759,835	△2,810,259	1,012,366

(単位：千円)

	その他の 包括利益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金			
当 期 首 残 高	6,298	746	48,013	1,238,400
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	-	-	-	△100,813
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	403,063
自己株式の取得	-	-	-	△472,615
自己株式の処分 (新株予約権の行使)	-	-	-	2,164
連結除外による減少	-	-	-	△2,774
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△3,225	△746	△48,013	△51,985
当期変動額合計	△3,225	△746	△48,013	△222,961
当 期 末 残 高	3,072	-	-	1,015,438

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,058,132	流動負債	2,471,114
現金及び預金	2,385,026	買掛金	173,627
売掛金	553,364	未払金	123,302
貯蔵品	4,879	未払費用	22,052
前渡金	4,959	短期借入金	300,000
前払費用	40,138	1年内返済予定の長期借入金	24,780
繰延税金資産	61,763	リース債務	1,153
その他の	11,822	未払法人税等	100,954
貸倒引当金	△3,822	前受金	56,170
固定資産	447,375	預り金	1,559,257
有形固定資産	82,288	賞与引当金	70,941
建物	14,951	その他の	38,874
器具備品	63,509	固定負債	18,954
リース資産	3,827	リース債務	2,979
無形固定資産	108,860	資産除去債務	15,974
ソフトウェア	108,659	負債合計	2,490,069
その他の	200	(純資産の部)	
投資その他の資産	256,226	株主資本	1,012,366
投資有価証券	87,867	資本金	523,328
関係会社株式	11,000	資本剰余金	539,461
長期貸付金	5,603	その他資本剰余金	539,461
繰延税金資産	26,799	利益剰余金	2,759,835
敷金の	123,521	利益準備金	31,345
その他の	1,433	その他利益剰余金	2,728,490
		繰越利益剰余金	2,728,490
		自己株式	△2,810,259
		評価・換算差額等	3,072
		その他有価証券評価差額金	3,072
資産合計	3,505,508	純資産合計	1,015,438
		負債及び純資産合計	3,505,508

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
 (至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,660,394
売 上 原 価		2,891,073
売 上 総 利 益		1,769,321
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,140,379
営 業 利 益		628,942
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	285	
有 価 証 券 利 息	480	
未 払 配 当 金 除 斥 益	459	
雑 収 入	802	2,026
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,468	
為 替 差 損	268	
自 己 株 式 取 得 費 用	245	
雑 損 失	96	2,078
経 常 利 益		628,890
特 別 利 益		
子 会 社 株 式 売 却 益	17,139	17,139
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	17,488	
弔 慰 金	12,000	29,488
税 引 前 当 期 純 利 益		616,542
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	197,916	
法 人 税 等 調 整 額	△2,045	195,870
当 期 純 利 益		420,671

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		
		その他資本剰余金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	523,328	539,472	21,264	2,418,713	2,439,977
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	-	-	-	△100,813	△100,813
利益準備金の積立	-	-	10,081	△10,081	-
当 期 純 利 益	-	-	-	420,671	420,671
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の処分 (新株予約権の行使)	-	△11	-	-	-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△11	10,081	309,777	319,858
当 期 末 残 高	523,328	539,461	31,345	2,728,490	2,759,835

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△2,339,819	1,162,959	6,369	746	1,170,074
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	-	△100,813	-	-	△100,813
利益準備金の積立	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	420,671	-	-	420,671
自己株式の取得	△472,615	△472,615	-	-	△472,615
自己株式の処分 (新株予約権の行使)	2,176	2,164	-	-	2,164
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	-	-	△3,296	△746	△4,043
当期変動額合計	△470,439	△150,592	△3,296	△746	△154,636
当 期 末 残 高	△2,810,259	1,012,366	3,072	-	1,015,438

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 エストアー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 康彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 恭仁子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エストアーの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Eストアー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 Eストアー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 恭仁子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Eストアーの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社Eストアー

監査役会

常勤監査役 中村 渡 ㊟

社外監査役 岩出 誠 ㊟

社外監査役 太田 諭 哉 ㊟

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向及び将来の事業展開のための内部留保の充実など、バランスを総合的に勘案して成果の配分を行うことを基本方針としております。

第18期の期末配当につきましては、当期の業績及び財務状況を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 24円 配当総額 123,872,304円

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的にを行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第31条第2項を変更案第31条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨を定款第42条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第8条及び第49条を削除するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第7条 (条文省略)	第1条～第7条 (現行どおり)
<u>(自己株式の取得)</u> 第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第9条～第17条 (条文省略)	第8条～第16条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">3 (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">3 (現行どおり)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役<u>(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第32条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第33条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第34条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の招集</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第42条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、取締役会の決議により、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<u>(監査等委員会の設置)</u> 第32条 当社は、監査等委員会を置く。
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集)</u> 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日 前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときには、こ の期間を短縮することができる。
(新 設)	2 監査等委員全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで監査等委員会を開 催することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わるこ とができる監査等委員の過半数が出席 し、出席した監査等委員の過半数をもつ て行う。
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領 及びその結果並びにその他法令で定める 事項は、議事録に記載又は記録し、出席 した監査等委員がこれに記名押印又は電 子署名する。
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は 本定款のほか、監査等委員会において定 める監査等委員会規則による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第43条～第45条 (条文省略)	第37条～第39条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監 査役会の同意を得て定める。	第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監 査等委員会の同意を得て定める。

現 行 定 款	変 更 案
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
<p>第47条 (条文省略)</p>	<p>第41条 (現行どおり)</p>
(新 設)	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p>
<p>第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第43条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。</p> <p>2 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>
(中間配当金)	(削 除)
<p>第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>第50条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、<u>第18回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議により、法令の限度において免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（3名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いしむら けんいち 石村賢一 (昭和37年10月14日生)	昭和61年4月 ㈱アスキー入社 昭和63年10月 同社社長室 広報担当、事業開発担当部長 平成2年12月 ㈱アスキーエクスプレス設立 取締役企画部長 平成3年12月 ㈱アスキーエアーネットワーク設立 代表取締役 平成6年10月 ㈱アスキーネット 取締役 平成8年7月 ㈱アスキーインターネットサービスカンパニー 副事業部長 平成10年6月 セコム㈱入社 ネットワークセキュリティ事業部 スーパーバイザー 平成11年2月 当社設立 代表取締役（現任） 平成13年12月 ㈱インフォビュー 取締役 平成16年11月 ㈱パーソナルショップ設立 代表取締役 平成17年8月 ㈱ワイズワークスプロジェクト 取締役 平成17年10月 ㈱ユニコム設立 代表取締役（現任） 平成18年7月 ㈱E Cホールディングス 取締役 平成24年9月 ㈱Eストアーマーケット設立 代表取締役 平成25年11月 ㈱EストアーM I C S設立 代表取締役	304,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	いまむら ふみや 今村文哉 (昭和36年9月10日生)	<p>昭和60年4月 日本デジタルイクイップメント(株) (現 日本ヒューレット・パッカード(株)) 入社</p> <p>平成4年10月 マイクロソフト(株)(現 日本マイクロソフト(株))入社</p> <p>平成11年1月 同社コーポレートビジネス統括部 統括部長</p> <p>平成12年6月 (株)ブラザクリエイト入社</p> <p>平成13年6月 同社 常務取締役</p> <p>平成20年1月 (株)ドリーム・アーツ入社</p> <p>平成20年7月 同社 取締役</p> <p>平成23年7月 当社入社</p> <p>平成25年4月 当社ショッピングサーブ事業部 事業部長</p> <p>平成25年6月 当社 取締役 ショッピングサーブ事業部担当</p> <p>平成28年4月 当社 取締役 事業部門担当(現任)</p>	2,800株
3	やなぎだ よういち 柳田 要一 (昭和38年3月13日生)	<p>昭和61年4月 (株)リクルート入社 就職情報誌系事業</p> <p>平成7年4月 (株)リクルートより(株)アステル東京へ出向</p> <p>平成10年4月 (株)リクルート新規事業開発</p> <p>平成11年4月 (株)リクルート経営企画</p> <p>平成13年4月 (株)リクルート住宅情報事業</p> <p>平成16年6月 (株)リクルート退社</p> <p>平成17年9月 当社入社 ウェブショッピング支援部 ゼネラルマネジャー</p> <p>平成18年6月 当社 取締役 コーポレートセンター エグゼクティブ</p> <p>平成19年4月 当社取締役 管理部門担当(現任)</p> <p>平成21年6月 当社 最高情報責任者(現任)</p> <p>平成25年11月 (株)EストアーMICS 取締役</p>	51,100株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位又は重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	い わ で ま こ 誠 岩 出 誠 (昭和26年2月19日生)	昭和52年4月 東京弁護士会登録 昭和61年5月 岩出総合法律事務所開設 所長 (現 ロア・ユナイテッド法律事務所代表 パートナー (現任)) 平成7年6月 ㈱ダイヤモンド・フリードマン社 監査役 (現任) 平成10年4月 東京簡易裁判所 民事調停委員 平成12年3月 労働省労働基準局「社内預金に関する研究会」専門委員 平成12年9月 当社 監査役 (現任) 平成13年1月 厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分 科会 公益代表委員 平成17年9月 ㈱ドン・キホーテ 監査役 平成18年4月 青山学院大学 客員教授就任 (現任) 首都大学東京法科大学院 講師 (労働法) 就 任 (現任) 平成19年4月 ドイト㈱ 監査役 平成20年4月 千葉大学法科大学院 客員教授 (労働法) 就任 (現任)	21,900株
2	な か む ら わ た る 中 村 渡 (昭和41年4月25日生)	平成3年9月 アーサーアンダーセン会計事務所 (現 有 限責任あずさ監査法人) 入社 平成7年1月 ㈱マイツ (池田公認会計士事務所) 入社 平成7年7月 公認会計士登録 平成8年1月 日本合同ファイナンス㈱ (現 ㈱ジャフ コ) 入社 ジャフコ公開コンサルティング㈱ (現 ジャ フココンサルティング㈱) 出向 平成11年4月 同社 事業投資グループ 平成12年12月 中村公認会計士事務所開設 所長 (現任) 平成16年6月 当社 監査役 平成17年10月 ㈱ユニコム 監査役 平成27年10月 当社 常勤監査役 (現任)	200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位又は重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	みずたにかつひこ 水谷克彦 (昭和26年10月8日生)	昭和50年4月 ㈱三井銀行(現 ㈱三井住友銀行) 入行 平成10年10月 ㈱さくら銀行(現 ㈱三井住友銀行) 池田支店支店長 平成13年4月 ㈱三井住友銀行 横浜ブロック部長兼横浜 支店支店長 平成16年4月 ㈱ケイディアイ 取締役総務部長 平成17年4月 同社 常務取締役 平成22年4月 一般社団法人日本医療安全調査機構 総務部長 平成23年11月 ㈱ジェイアイエヌ 常勤監査役	2,000株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩出誠氏、中村渡氏、及び水谷克彦氏は社外取締役の候補者であります。
3. 社外取締役候補者岩出誠氏は、弁護士として会社法務・労務問題に豊富な知識・経験等を有しており、また当社を含めて複数の会社の監査役として企業監査に携わっております。同氏には、これまでも経営判断において法律面から助言・提言をいただいております。引き続き当社の監査体制及び経営の強化のため選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社監査役に就任して本総会の終結の時をもって15年9ヵ月となります。また、同氏は過去に社外役員となる以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
4. 社外取締役候補者中村渡氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識・経験を有しておられるため、引き続き当社の監査体制及び経営の強化のため選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社監査役に就任して本総会の終結の時をもって12年となります。また、同氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
5. 社外取締役候補者水谷克彦氏は、取締役及び監査役としての豊富な役員経験を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能をより機能させるため、選任をお願いするものであります。
6. 当社と社外取締役候補者岩出誠氏及び中村渡氏の間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」及び両氏の選任が原案どおり承認された場合には、業務執行しない取締役として、同内容の契約を締結する予定であります。また、水谷克彦氏とも両氏と同内容の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、全員金50万円以上で予め定め金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。
7. 当社は、岩出誠氏及び中村渡氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外監査役)として同取引所に届け出ておりますが、岩出誠氏、中村渡氏、及び水谷克彦氏が原案どおり選任された場合、全員を独立役員(社外取締役)として届け出る予定です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位又は重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おおた つかや 太田 諭 哉 (昭和50年12月16日生)	平成10年4月 安田信託銀行(株)(現 みずほ信託銀行(株))入行 平成13年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 平成17年2月 (有)スパイラル・アンド・カンパニー(現 (株)スパイラル・アンド・カンパニー) 代表取締役社長(現任) 平成17年3月 公認会計士登録 太田諭哉公認会計士事務所開業 平成18年3月 税理士登録 平成18年6月 税理士法人スパイラル設立 代表社員(現任) 平成27年10月 当社 監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 太田諭哉氏は、補欠の監査等委員である取締役として選任するものであり、社外取締役候補者であります。
3. 候補者太田諭哉氏は、監査等委員である取締役に就任された場合、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制及び経営の強化に活かしていただくため選任をお願いするものであります。
4. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、太田諭哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、太田諭哉氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。
5. 当社は、太田諭哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として届け出る予定です。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成11年5月24日開催の株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠に代えて、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内。）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は3名で、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、監査役の報酬等について、平成11年5月24日開催の株主総会において、年額100百万円以内とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

株主総会会場のご案内

都市センターホテル 7階 701号室
東京都千代田区平河町二丁目4番1号
TEL(03)3265-8211 (代)



交通機関のご案内

- ・東京メトロ 有楽町線、「麹町駅」半蔵門方面1番出口より徒歩4分
- ・東京メトロ 有楽町線・半蔵門線、「永田町駅」9b番出口より徒歩3分
- ・東京メトロ 南北線、「永田町駅」9b番出口より徒歩3分
- ・東京メトロ 丸ノ内線・銀座線、「赤坂見附駅」D出口より徒歩8分
- ・JR中央線、「四ツ谷駅」麹町出口より徒歩14分
- ・都バス 平河町2丁目「都市センター前」下車
(新橋駅⇄市ヶ谷駅⇄小滝橋車庫前)

株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。